別紙2

データ管理に関する覚書

委託者福島県田村郡小野町長(以下「甲」という。)と受託者株式会社福島情報処理センター取締役社長若月定之助(以下「乙」という。)は、電子計算機業務の委託に伴うデータの管理について、次のとおり覚書を交換する。

(目的)

第1条　この覚書は、甲が乙に委託した電子計算機業務にかかるデータの管理に必要な事項を定め、データの外部漏えい、滅失、損壊を防止することを目的とする。

(対象とするデータ)

第2条　この覚書で対象とするデータは、委託業務に係る入出力帳票又はパンチカード、紙テープ、マークカード、磁気テープ、磁気デスク、磁気ドラムその他の媒体(以下「データ記録媒体等」という。)に記録されているデータで、その的確な管理を図る必要のあるものとする。

(事務処理体制の通知)

第3条　甲及び乙は、委託業務に係る事務組織、管理責任者、取扱責任者、及び取扱員について、相互に通知するものとする。

(事務処理日程の作成)

第4条　乙は、業務処理日程を甲と協議のうえ作成し、予定表を甲に提出するものとする。また、予定を変更する必要がある場合には、両者それぞれ予め通知するものとする。

(管理台帳の作成等)

第5条　甲及び乙は、委託業務に係るデータ記録媒体等の授受、保管についての管理台帳を設け、内容、年月日、取扱者、数量等を記録するものとする。

2　データ記録媒体等の授受は、甲乙それぞれ指名した者が内容、数量等を確認のうえ行うものとする。

(データ記録媒体等の保管)

第6条　乙は、委託業務に係るデータ記録媒体等の保管については、安全な場所に格納する措置を講ずるものとする。

(出力)

第7条　乙は、データ保護管理者の出力依頼書によらなければいかなる出力をも行ってはならない。

(データ記録媒体等の廃棄)

第8条　乙は、業務終了後、データ記録媒体等の廃棄を行うときは、甲に協議するものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分するものとする。

(保安体制の確保)

第9条　乙は、電子計算機室、パンチ室、磁気テープ保管室等の施設設備の管理及び保安体制に必要な措置を講ずるものとする。

(有効期間)

第10条　本覚書の有効期間は、本覚書交換の日から　　　年　月　日までとする。

(その他)

第11条　本覚書に定めのない事項については、甲乙協議により別に定めるものとする。

上記覚書の証として、本書2通を作成し甲乙記名押印の上それぞれの1通を保有するものとする。

　年　月　日

(甲)

(乙)